

平成22年6月2日

「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊認定事業実施要綱

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

1. 趣 旨

各地域において自発的に行われている「早寝早起き朝ごはん」運動の気運を盛り上げるため、各地域を訪問して普及啓発を行う団体等を、『早寝早起き朝ごはん』全国協議会認定キャラバン隊」とし、各団体等との「協働」による本運動の促進を図る。

2. 実施者

- (1) 全国規模、または市町村の単位を越えた広域的な普及啓発活動を行い、活動を実施するための体制が整っている団体等。
- (2) 上記(1)のほか「早寝早起き朝ごはん」全国協議会（以下、全国協議会という。）が適切と認めたもの。

3. 活動内容

- (1) 各団体等が行う、「早寝早起き朝ごはん」国民運動、及び子どもの基本的な生活習慣に関する講演、訪問活動等。
- (2) (1)の活動に付随するWEBサイトやチラシ、冊子等による普及啓発活動。

4. 申請方法

認定を受けようとする申請者は、キャラバン隊認定事業申請書（別紙1）に必要事項を明記の上、団体の概要がわかる資料（定款等）とあわせて、事業内容がわかる資料（既存の事業計画書、広報チラシ等、配付資料、プレゼン資料、過去の活動実績等）を、事前に全国協議会へ提出すること。

5. 決定、及び認定書の交付

- (1) 全国協議会は、認定の申請があった際は、「6. 審査基準」、及び提出資料に基づき決定する。
- (2) 全国協議会は、申請内容が審査基準を満たすと認められる場合、申請者に認定書を交付する。

6. 審査基準

- (1) 事業の内容が子どもの生活リズムの向上及び基本的な生活習慣の育成に関するものであり、文部科学省や本協議会が推進する「早寝早起き朝ごはん」国民運動の趣旨に沿うものを行う団体であると判断されるもの。
- (2) 事業の内容、目的が明確であり、実現の可能性が高い事業を行う団体であること。
- (3) 営利を目的とした事業を行う団体ではないこと。

7. 留意事項

- (1) 当事業は、独自に訪問型普及啓発活動を展開する各団体等を認定するものであり、各団体等、または活動への資金助成を行うものではない。
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に利用される疑いがある場合、または「早寝早起き朝ごはん」運動の趣旨を誤認される疑いのある場合、極めて少数の者にしか活動が普及されない場合、その他、普及が見込めないなどの場合には、認定を行わないことがある。
- (3) 活動中の事故等に関しての一切の責任については、申請者が負うものとする。
- (4) WEBサイトによる広報や配布資料等がある場合には、「早寝早起き朝ごはん」シンボルマークを使用し、認定団体であることを記載する。その際の表記は『早寝早起き朝ごはん』全国協議会認定キャラバン隊』とする。
- (5) 申請された活動の中で、本運動の趣旨と異なる内容のものについては、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会認定キャラバン隊と表記することはできない。
- (6) 申請された活動内容と実施される活動内容が大きく異ったり、「早寝早起き朝ごはん」運動の趣旨を誤認させる事実などが判明した場合には、申請者に活動内容の改善を求めるものとする。なお、これに応じられない場合には、認定を取り消すとともに、その旨を公表することがある。
- (7) 訪問箇所数の増減等活動内容に変更が生じた場合には、全国協議会に「申請書」を再提出すること。
- (8) 活動終了後、関係資料を提出すること。
- (9) 活動をやむを得ず中止する場合は、速やかに全国協議会に連絡すること。

8. その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、全国協議会が別に定める。

《連絡先》

〒151-0052

東京都渋谷区代々木神園町3番1号

国立オリンピック記念青少年総合センター内

TEL:03-6407-7767 FAX:03-6407-7689

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局

担当：河村、野口